

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

Society5.0・グローバル化（生産年齢）人口減少の進行 共生社会
 児童虐待の増加 貧困問題の深刻化 地域社会のつながりや支え合いの希薄化
 子供たちの規範意識や社会性等の課題
 複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、
社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです

中央教育審議会答申（平成27年12月）

→全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべき

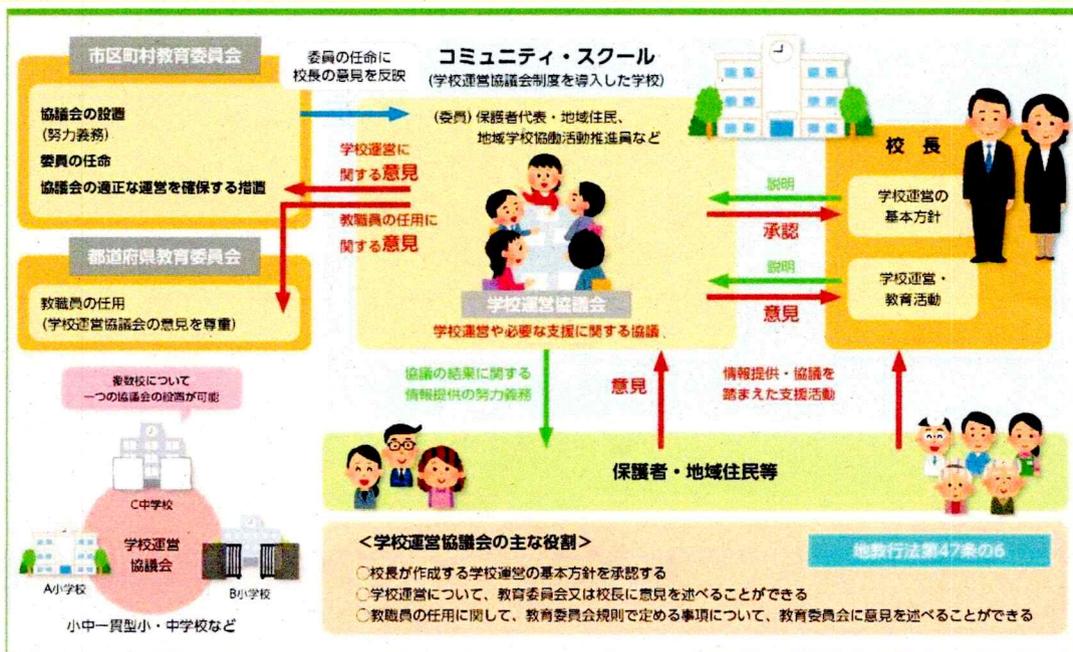
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年3月）

→協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務を課す

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6（令和2年4月～：第47条の5）】 H16制定、H29改正

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる



※ **学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

学校運営協議会委員を選出するときのポイント

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動し
ていける委員を選定することが重要です。

なお、委員には保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員等のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、教育委員会事務局職員（指導主事・社会教育主事等）等も考えられます。

- ・自治会代表
- ・公民館代表
- ・PTA代表（保護者代表）
- ・地域学校協働活動推進員
- ・婦人会代表
- ・青年会議所代表
- ・おやじの会代表
- ・同窓会代表
- ・伝統芸能保存会代表
- ・民生委員代表
- ・接続する中学校の校長
- ・学校担当指導主事
- ・当該校 校長 など

委員構成（例）

※市区町村や学校の規模に応じて、人数には幅があります。



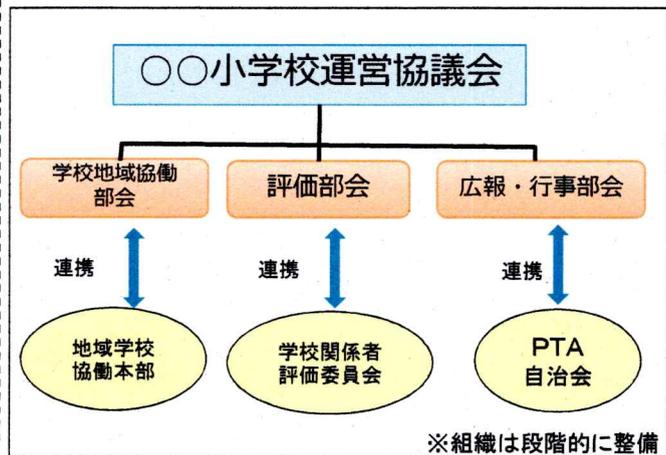
（当該校の校長を委員とする場合には、学校運営の基本方針の承認など、議題により議論や議決から外れるといった運用が考えられます。）

学校運営協議会の下部組織にいくつかの部会を置いているケースがあります。そこで、地域の人々との広いネットワークをもつコーディネーター的な役割の方（地域学校協働活動推進員等）が委員になるケースが多くみられます。

[More detail]

「学校運営協議会規則例」（→P25）や「条文解説」（→P21）を御覧ください。

<学校運営協議会の組織図（例）>



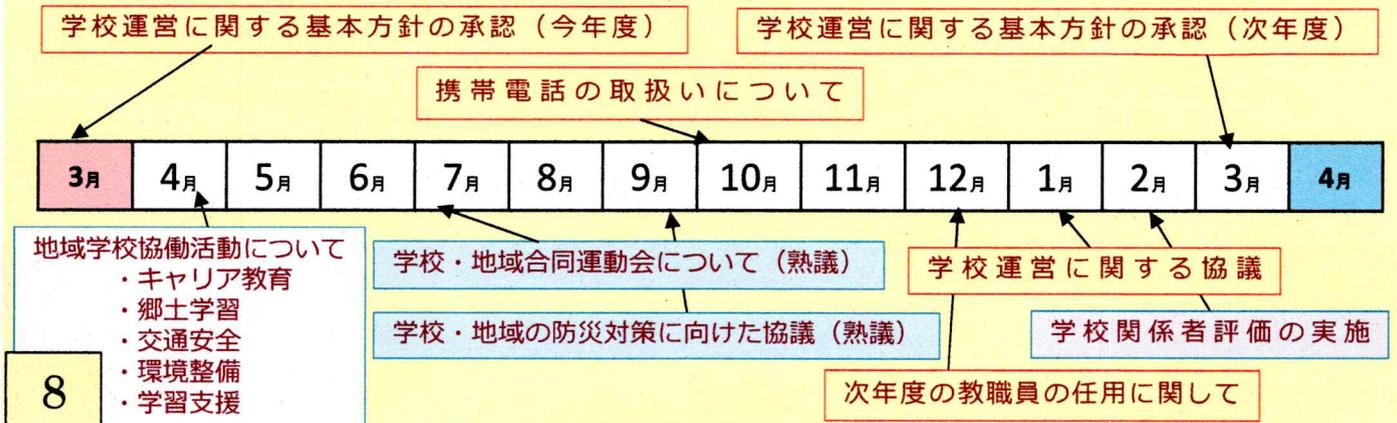
学校運営協議会で協議する内容

学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行い、「学校や教育委員会への意見の申出」、「教職員の任用に関する意見の申出」を行う権限が法律上定められていますが、その会議体の機能を生かして、多くの学校で「学校評価」や「地域学校協働活動」についても協議が行われています。「課題」だけでなく、「未来」に向けた協議も並行して行うことがポイントです。

【学校運営協議会で協議する内容はどれに当たるか？】

A 未来志向	①情報の共有 →未来に向けて	②目標・ビジョン の共有 →未来に向けて	③手段の共有 →未来に向けて
	B 課題解決	①情報の共有 (課題)	②課題の共有 (原因) そもそも・

【学校運営協議会・部会（委員会）開催計画：例】



学校と家庭・地域との双方向の関係構築

学校
(教育活動の充実)

管理職・教職員

地域貢献活動

- ・地域への愛着を育てる活動(小)(地域で学ぶ活動)
- ・地域人の自覚を育てる活動(生徒会ボランティア隊)(中) 等

協働活動

- ・合同挨拶運動・合同運動会、合同フェスタ 等

学校支援活動

- ・GT、VTによる学習支援
- ・環境支援
- ・安全見守り隊 等

地域住民・保護者
家庭・地域
(地域の活性化)

三者の連携協働の関係性

① 対等性

・学校と家庭・地域住民は対等な立場でなければならない

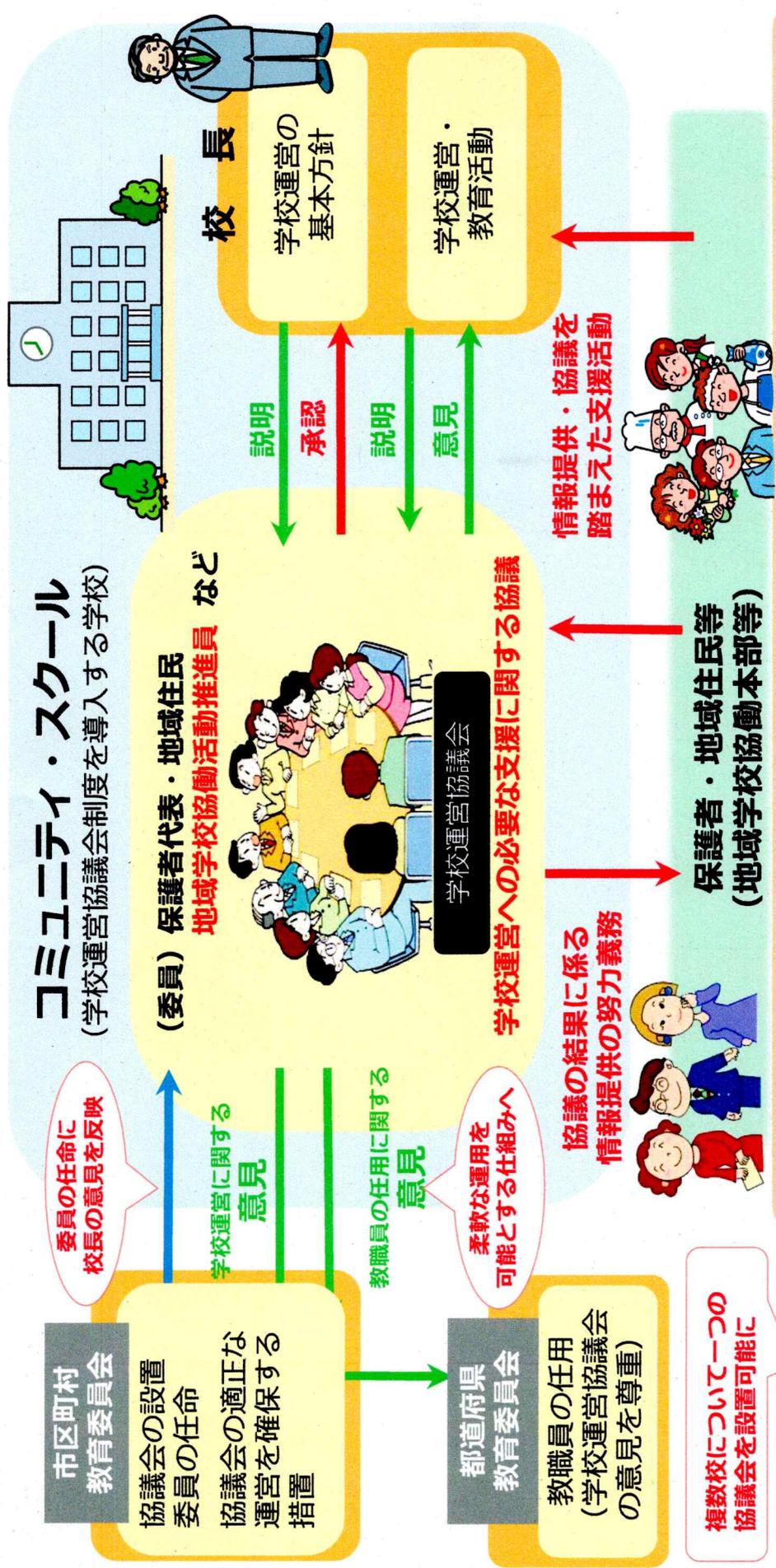
② 恒常性

・学校と家庭・地域とは恒常的な関係を築かなければならない

③ 互酬性(互恵関係)

・学校と家庭・地域の両方にメリットがある関係でなければならない
(ギブ・アンド・テイク ウィン・ウィン)

地教法改正後のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み(H29.4～)

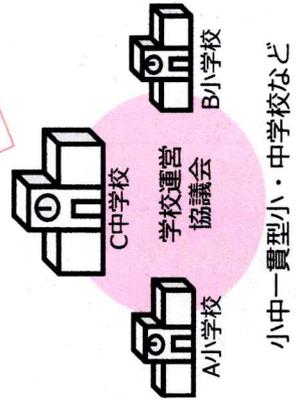


＜学校運営協議会の主な役割＞

地教法第四十七条の六

- 教育委員会が、学校や地域の实情に応じて学校運営協議会を設置 (置くことができる)
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること → (置くように努めなければならない)
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
 - 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

複数校について一つの協議会を設置可能に



学校運営協議会

学校運営協議会

学校職員

校長・教頭
主幹・事務職員
CS担当者

地域住民

自治会長、育成会長
民生・児童委員、女性部、おやじの
同窓会代表、〇〇保存会
地域コーディネーター
(15~20名が多い)

保護者

PTA代表
民生・児童委員、おやじの
同窓会代表、〇〇保存会

行政職員

学校教育課
社会教育課

学識経験者

大学関係
幼稚園
中学校

①協議・承認機能 ②意見具申機能 ③活動支援機能 ④評価機能

主な協議・承認事項

- ・学校教育目標、学校経営方針、学校運営全般の承認
- ・予算編成・執行
- ・学校評価(関係者評価)
- ・学校・家庭・地域の課題の共有
- ・実働部会の取組の報告や支援(学力、見守り、体力)
- ・小中連携の取組 等

①目標・課題の共有 ②情報の共有 ③評価の共有 ④情報の共有
報の相互補完化 (開催回数は年間4回~6回が一番多い)

